



流通・取引慣行ガイドラインについて

平成26年2月
公正取引委員会

■ 事業者による4類型の行為を禁止

私的独占
支配型・排除型

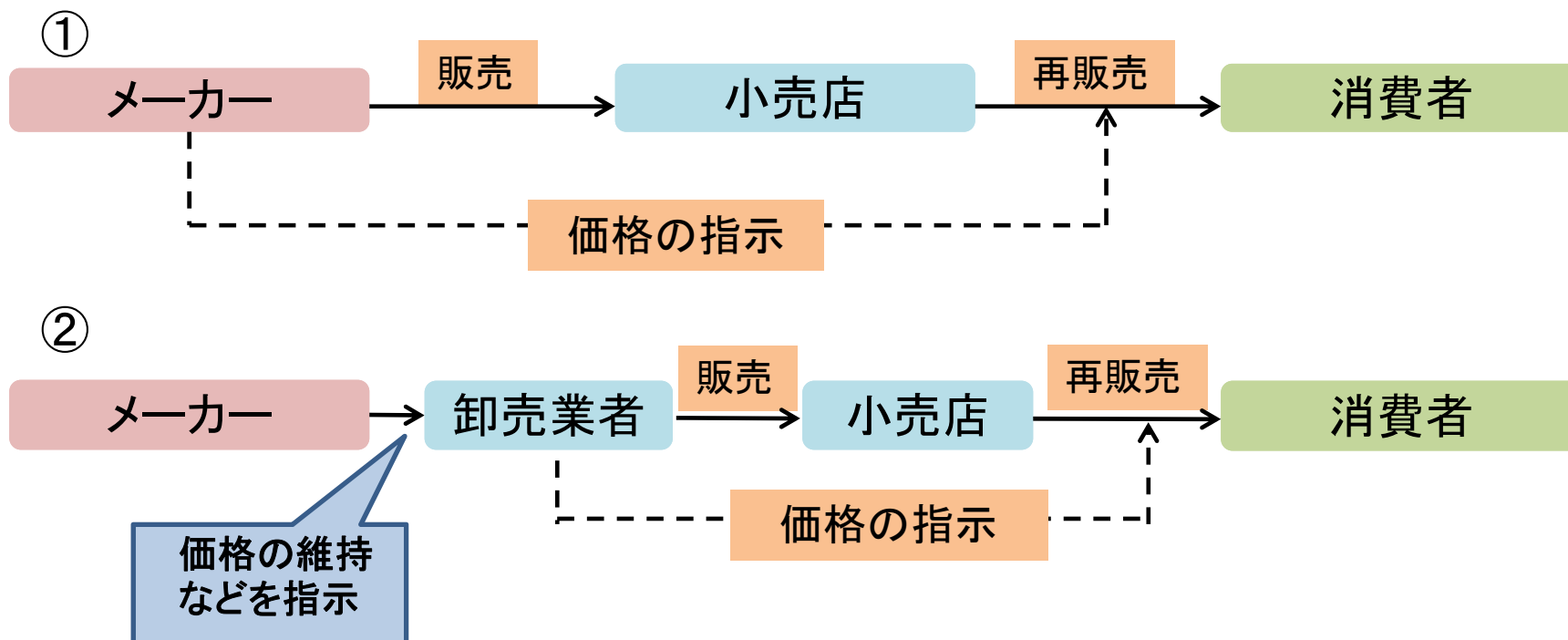
不当な取引制限
カルテル・談合など

不公正な取引方法
・再販売価格の拘束
・優越的地位の濫用など

**競争制限的な
企業結合**
合併・株式取得など

■ 独占禁止法では、再販売価格を拘束することを禁止

正当な理由がないのに、相手方に対しその販売する当該商品の販売価格を定めてこれを維持させることその他相手方の当該商品の販売価格の自由な決定を拘束すること(下記②の場合のように、相手方をして、その取引の相手方である事業者の販売価格の自由な決定を拘束させることも違法となる。)



○ 再販売価格維持行為は、取引の相手方の重要な競争手段である価格を拘束し、価格競争を減少・削減させる行為。

⇒ 独占禁止法では、正当な理由がなく行われるものを禁止。

○ 流通・取引慣行ガイドライン(平成3年7月11日公表)は、独占禁止法の規定や最高裁判例も踏まえ策定し、再販売価格維持行為については、原則として違法であるとの考え方を示している。

この考え方は、策定当時から変わっていない。

○明治商事(株)による審決取消訴訟事件最高裁判所判決。昭和46年(行ツ)第83号。

「法が不公正な取引方法を禁止した趣旨は、公正な競争秩序を維持することにあるから、法二条七項四号の『不当に』とは、かかる法の趣旨に照らして判断すべきものであり、また、同号の規定を具体化した一般指定八は、拘束条件付取引が相手方の事業活動における自由な競争を阻害することとなる点に右の不当性を認め、具体的な場合に右の不当性がないものを除外する趣旨で『正当な理由がないのに』との限定を付したものと解すべきである。したがって、右の『正当な理由』とは、専ら公正な競争秩序維持の見地からみた観念であって、当該拘束条件が相手方の事業活動における自由な競争を阻害するおそれがないことをいうものであり、単に事業者において右拘束条件を付けることが事業経営上必要あるいは合理的であるというだけでは、右の『正当な理由』があるとはできない」

○ハマナカ(株)に対する審決取消請求事件東京高裁判決。平成22年(行ケ)第12号。

「独占禁止法が不公正な取引方法を禁止した趣旨は、公正かつ自由な競争秩序を維持することにあるから、同法2条9項4号(相手方の事業活動を不当に拘束する条件をもって取引すること)の『不当に』は、この法の趣旨に照らして判断すべきであり、同号の規定を具体化した一般指定12項は、再販売価格の拘束が相手方の事業活動における競争を阻害する点に不当性を認め、具体的な場合にこの不当性がないものを除外する趣旨で『正当な理由がないのに』との限定を付したものと解すべきである。したがって、この『正当な理由』は、公正な競争秩序維持の観点から、当該拘束条件が相手方の事業活動における自由な競争を阻害するおそれがないことをいう」

■ 「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」

○ 平成3年7月11日 公表

○ 我が国の流通・取引慣行について、どのような行為が、公正かつ自由な競争を妨げ、独占禁止法に違反するのかを具体的に明らかにしたもの

⇒ ガイドラインによって、新たに規制を課すものではない

○ 構成

第1部 主として生産財・資本財の生産者と需要者との間の取引を念頭に置いた事業者間の取引の継続性・排他性に関する独占禁止法上の指針

第2部 主として消費財が消費者の手元に渡るまでの流通取引を念頭に置いた流通分野における取引に関する独占禁止法上の指針

第1 再販売価格維持行為

第2 非価格制限行為

第3 リベートの供与

第4 流通業者の経営に対する関与

第5 小売業者による優越的地位の濫用行為

第3部 財の性格にかかわらず国内市場全域を対象とする総代理店に関する独占禁止法上の指針

- 米国でも、再販売価格維持行為を厳しく規制
 - 米国では、メーカーと流通業者の間で販売価格や販売地域について競争制限的な取決め(垂直的制限行為)を行うことを、シャーマン法1条(州際取引を制限する契約, 結合又は共謀の禁止)により禁止。
 - 垂直的制限行為のうち再販売価格維持行為については、従来、裁判所は、通常の価格カルテルと同様に、その理由や態様を問わず一律に違法とする「当然違法」(per se illegal)を適用。
 - 2007年の連邦最高裁判所判決(リージン判決)以後は、事案ごとに競争への影響を考慮した上で違法性を判断する「合理の原則」(rule of reason)を適用。

- リージン判決以後も、再販売価格維持行為は規制の対象
 - ただし、再販売価格維持行為に対し「合理の原則」の考え方が適用されるようになっても、再販売価格維持行為が、引き続き、厳しく規制されていることには変わりはない。
 - 州ごとに制定されている競争法では、リージョン判決以後も、再販売価格維持行為に対し、引き続き「当然違法」の考え方を適用しているところも少なくない。

- EUでは、再販売価格維持行為を「ハードコア制限行為」として取り扱い、厳しく規制
- EUでは、メーカーが、流通業者との間で、流通業者の販売価格(再販売価格)、取扱商品、販売地域、取引先等を定めること(垂直的制限行為)は、EU機能条約第101条第1項により規制されている。
- 特に、競争に与える影響が大きいカルテルや談合は、「ハードコア制限行為」(hard-core restrictions)として取り扱われており、再販売価格を拘束する取決めも、「ハードコア制限行為」に該当。

■ 再販売価格維持行為は、一括適用免除の対象外

- 欧州委員会は、EU機能条約第101条第1項に違反する行為であっても、
- ① 商品の生産・販売の改善又は技術的・経済的進歩の促進に役立つものであること
 - ② 当該行為によって生ずる利益が消費者に等しく行き渡るものであること
 - ③ 当該行為の参加事業者に対し、上記①及び②の目的を達成するために必要以上の制限を課すものでないこと
 - ④ 当該行為の対象商品の実質的な部分について、参加事業者の間における競争を排除するおそれがないこと
- の要件を満たすものは、禁止規定を適用しないこと(適用免除)ができる。
- 特に、競争への影響が少ないと考えられる定型的な行為については、一括して適用免除とされ、対象となる行為・分野ごとに、一括適用免除に関する規則が設けられている。
- 一括適用免除の対象となる垂直的制限行為の範囲や条件は、規則330/2010号によって規定されているが、メーカーが、流通業者との間で、再販売価格維持行為や営業地域を制限するような取決めを行うことは、「ハードコア制限行為」に該当するため、一括適用免除の対象とはならない。

- 再販売価格維持を含む契約は、競争を制限することが推定されている
- 当事者間の契約書に再販売価格維持が含まれる場合は、当該契約が競争を制限することが推定され、欧州機能条約第101条第1項(禁止規定)の適用が推定される。また、当該契約が欧州機能条約第101条第3項の要件(前頁①～④)を満たす可能性は低いと推定され、一括適用免除も適用されない(欧州委員会の垂直的制限ガイドライン)。
- 個別のケースについて欧州委員会が調査を開始した場合に、事業者は、欧州委員会に対し、その行為について適用免除を申し立てることができるが、適用免除が認められるためには、事業者側で、その行為が、欧州機能条約第101条第3項の要件(前頁①～④)のいずれも満たすものであることを立証し、欧州委員会がそれを認めて適用免除とする旨の決定を受ける必要がある。

■ 実際に欧州委員会が事業者の主張を認めて個別に適用免除を認めた事例はない

- 欧州委員会の垂直的制限ガイドラインにおいて適用免除が認められる可能性のある行為として紹介されているもの
 - メーカーが新製品を投入する場合
 - フランチャイズ事業者が期間限定で各店舗共通の低価格キャンペーンを行う場合
 - 使い慣れのために販売前サービスが必要な商品について安売り業者によるタダ乗りを防止する場合
- 欧州委員会が事業者の主張を認めて、個別に適用免除を認めた事例はない。

■ メーカーによる流通調査

- メーカーが、単に実際の流通経路や販売先などを調査することは、再販売価格を拘束するものではなく、独占禁止法違反とならない。
- 再販売価格を拘束する行為と併せて、上記のような調査が行われる場合には、その調査は、再販売価格の拘束の実効性を確保するための手段として行われるものであるため、独占禁止法上問題となる。
- 流通・取引慣行ガイドラインでは、再販売価格の拘束の有無は、メーカーの何らかの人為的手段によって、流通業者がメーカーの示した価格で販売することについての実効性が確保されていると認められるかどうかで判断されるとしている。

- 非価格制限行為については、流通業者の販売価格を制限するものではないため、基本的には独占禁止法違反とならない。
- ただし、メーカーが流通業者に対して、競争品の取扱いを制限するなどの非価格制限行為によって、新規参入者など競争者が排除されたり、当該商品についての価格競争が阻害されたりする場合には、市場の競争に与える影響によっては独占禁止法違反となることがある。

■ アディダスジャパン株式会社に対する件(2012年3月)

公正取引委員会は、シューズ、スポーツ用品等の輸入業、販売業等を営むアディダスジャパン株式会社が、イーリートーン(トーニングシューズ)の販売に関し、小売業者にアディダスジャパン株式会社が定めた値引き限度額以上の価格又は同社が定めた本体価格どおりの価格で販売させるようにしていたとして、再販売価格の拘束に該当し独占禁止法第19条の規定に違反する行為を行っていたとして、排除措置命令を行った。

■ ハマナカ株式会社に対する件(2008年6月)

公正取引委員会は、手編み毛糸、手芸糸等の販売を営むハマナカ株式会社が、ハマナカ毛糸の販売に関し、小売業者等に値引き限度価格以上の価格で販売するよう要請し、当該要請に応じない場合には出荷停止等を行っていたとして、再販売価格の拘束に該当し独占禁止法第19条の規定に違反する行為を行っていたとして、排除措置命令を行った。

<イギリス>

■ スポーツ用下着メーカー等に対する件(2013年9月)

英国公正取引庁は、スポーツ用下着メーカーであるDBアパレルが、小売業者3社(John Lewis, Debenhams Retail及びHouse of Fraser)との間で当該商品の価格引上げを目的とした垂直的協定(再販売価格維持協定)を締結していたとして、4社に対し異議告知書を送付した。

■ 旅行代理店及びホテルチェーンに対する件(2012年7月)

英国公正取引庁は、旅行会社であるBooking.com B.V. 及びExpedia,Inc.並びにホテルチェーンを経営するInterContinental Hotels Group plcの3社がオンラインホテル予約に係る協定を締結したことにより各旅行会社間の宿泊料金の値下げを制限していたとして、3社に対し異議告知書を送付した。本件については、2013年8月に関係人から自主的に改善措置案が提出されており、平成25年11月現在英国公正取引庁において措置の内容を検討中である。

<ドイツ>

■ 化粧品メーカー等に対する件(2013年7月)

ドイツ連邦カルテル庁は、自然化粧品メーカーであるWALA Heilmittel GmbHが、小売業者に対し、推奨価格よりも低い価格で販売した場合は商品の供給を停止すると脅すことにより、小売業者に対し推奨価格の遵守を余儀なくさせていたとして、同社及び同社の代理店に対し総額約650万ユーロの制裁金を課した。

■ 電動工具メーカー等に対する件(2012年8月)

ドイツ連邦カルテル庁は、電動工具メーカーであるTTS Tooltechnicが、推奨価格での販売を行わなければ契約条件を不利にするなどと脅すことにより、直販店に対し推奨価格での販売を強制したなどとして、同社に対し820万ユーロの制裁金を課した。

<フランス>

■ ドッグフード及びキャットフードメーカーに対する件(2012年3月)

フランス競争委員会は、専門店(ペットショップ等)向けドッグフード及びキャットフードメーカーであるNestléらメーカー3社が、小売価格を拘束していたとして、3社に対し総額約3532万ユーロの制裁金を課した。

<中国>

■ 白酒メーカーに対する件(2013年2月)

中国国家発展改革委員会から授権された貴州省物価局は、白酒(中国酒)メーカーである貴州茅台酒社が、取引の相手方との間で、第三者に白酒を販売する場合における最低販売価格を制限する取決めを行い、協定を守らない販売者に対しては制裁を加えたとして、同社に対し約2億元の制裁金を課した。

また、中国国家発展改革委員会から授権された四川省発展改革委員会も、同日、白酒メーカーである五粮液社が行っていた白酒の販売に係る同様の行為に対して、約2億元の制裁金を課した。

<韓国>

■ 調理器輸入業者に対する件(2013年1月)

韓国公正取引委員会は、圧力鍋の輸入・販売業者であるFissler Koreaが、Fisslerの圧力鍋の小売価格を設定し、販売業者に対し、当該価格よりも少しでも低い価格での販売を禁止することにより最低販売価格を維持したとして、同社に対し是正命令及び1億7000万ウォンの課徴金を課した。

<オーストラリア>

■ 化粧品メーカー等に対する件(2012年1月)

豪州競争・消費者委員会は、化粧品メーカーであるEternal Beauty Products及び同社の役員が、自社の製品をオンラインで販売する際に指示した価格以下で販売しない旨の協定を締結していたとして、オーストラリア連邦裁判所に提訴した。

2012年10月、Eternal Beauty Productsは8万豪ドルの制裁金及び1万豪ドルの裁判費用を、同社の役員は1万豪ドルの制裁金を支払うことにそれぞれ同意した。

■ 妊婦・子供用品メーカーに対する件(2010年7月)

豪州競争・消費者委員会は、妊婦・子供用品メーカーであるIGC Dorel及び同社の役員が、販売業者に対し、自社のBertiniブランドのベビーカーの販売価格及び広告に掲載する価格を指示し、値引き販売できないようにしていたとして、同社をオーストラリア連邦裁判所に提訴した。

<参考④> 独占禁止法

■ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(抄) (昭和二十二年四月十四日法律第五十四号)

[定義]

第二条 (略)

2～8 (略)

9 この法律において「不公正な取引方法」とは、次の各号のいずれかに該当する行為をいう。

一～三 (略)

四 自己の供給する商品を購入する相手方に、正当な理由がないのに、次のいずれかに掲げる拘束の条件を付けて、当該商品を提供すること。

イ 相手方に対しその販売する当該商品の販売価格を定めてこれを維持させることその他相手方の当該商品の販売価格の自由な決定を拘束すること。

ロ 相手方の販売する当該商品を購入する事業者の当該商品の販売価格を定めて相手方をして当該事業者にこれを維持させることその他相手方をして当該事業者の当該商品の販売価格の自由な決定を拘束させること。

五・六 (略)

[不公正な取引方法の禁止]

第十九条 事業者は、不公正な取引方法を用いてはならない。

■ 不公正な取引方法(昭和五十七年六月十八日公正取引委員会告示第十五号)

(その他の取引拒絶)

2 不当に、ある事業者に対し取引を拒絶し若しくは取引に係る商品若しくは役務の数量若しくは内容を制限し、又は他の事業者にこれらに該当する行為をさせること。

(排他条件付取引)

11 不当に、相手方が競争者と取引しないことを条件として当該相手方と取引し、競争者の取引の機会を減少させるおそれがあること。

(拘束条件付取引)

12 法第二条第九項第四号又は前項に該当する行為のほか、相手方とその取引の相手方との取引その他相手方の事業活動を不当に拘束する条件をつけて、当該相手方と取引すること。